

香川県条例第37号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</u></p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道局の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成25年4月13日以後に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により国、他の地方公共団体等から派遣された職員について適用する。